

世羅郡三町



第9号

2003(平成15年)
7月12日発行



「公共的団体等の取扱い」
「保健衛生の取扱い（その1）」
「人権対策の取扱い」
「商工観光関係事業の取扱い」
「建設関係事業の取扱い」
以上5項目を確認。
「新町の事務所の位置」については継続協議。

甲山町 香山ラベンダーの丘

世羅郡三町合併協議会

第9回協議会を、6月

告がありました。

25日（水）せら文化センターで開催しました。今

協議会では、「新町の事務所の位置」「公共的団体等の取扱い」「保健衛生の取扱い（その1）」「人権対策の取扱い」「商工観光関係事業の取扱い」「建設関係事業の取扱い」「商工観光関係事業の取扱い」等について協議しました。また、新町名称候補選定小委員会から、第4回小委員会についての報

- (1) 開会
- (2) 会長あいさつ
- (3) 議事

①会議録署名委員の指名

②報告事項
③協議事項
④提案事項
⑤その他

副委員長 小川 信晃
(2)新町名称候補の選定について

①公募結果について別紙集計表のとおり確認した。（5ページに掲載）

②名称候補の選定について協議会に報告する新町名称候補の選定方法等について協議を行った。

応募のあった作品のうちから小委員会委員が各々5作品を選定したものを次回小委員会に持ち寄り、選定理由などの意見交換を委員全員が十分行つたうえで、協議会へ報告する5候補を絞り込むことを確認し継続審議とした。

新町の事務所の位置については、第8回協議会で協議しましたが、継続協議となっています。

今回、「将来、より理想的な庁舎の位置を選ぶ余地を残すため、「当面」の字句を小委員会の案へ付け加えてはどうか」という提案が委員からありました。これに賛同する意見もありましたが、「見直す必要が生じた場合には、新町の町長や議会において検討すべき」という趣旨のことが小委員会の最終報告に示されている。このことで小委員会の案は当面のものである

1) 副委員長の選任について
井上忠則委員長から第4回小委員会の報告があり、今協議会で確認されました。

協議事項

協議第38号 公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについては、次のとおり確認しました。

「公共的団体等については、新町の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合または再編の調整に努める。
(1) 3町に共通している団体又はこれに準じる団体については、できる限り併時に統合できるよう調整する。
(2) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。
(3) 各町独自の団体については、現行のとおりとする。」

1) について
保健衛生の取扱い（その1）について
保健衛生の取扱い（その1）については次のとおり確認しました。

今協議会の署名委員は荒瀬聖子委員、松村明美委員、三木俊三委員を指名しました。

会議録署名委員の指名

報告事項

■報告第20号

第4回新町名称候補選定

(1) 副委員長の選任について
井上忠則委員長から第4回小委員会の報告があり、今協議会で確認されました。



2) 小委員会について
井上忠則委員長から第4回小委員会の報告があり、今協議会で確認されました。

3) 会議録署名委員の指名
今協議会の署名委員は荒瀬聖子委員、松村明美委員、三木俊三委員を指名しました。

4) 協議第39号
保健衛生の取扱い（その1）について
保健衛生の取扱い（その1）については次のとおり確認しました。



いては、世羅西町の例を基本に統一する。ただし、
妊婦・乳児医療機関委託検診については、甲山町の例による。

(2) 予防接種関係事業について

予防接種関係事業については、合併年度は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から次のとおりとする。

①予防接種法及び結核予防法に定める事業は、世羅

西町の例による。

②フツ素塗布事業は、甲山町の例による。

③医療確保対策について

①三川診療所の運営については、現行のとおり新町

に引き継ぐ。

②へき地患者送迎事業につ

いては、現行のとおり新町に引き継ぐ。

④精神保健事業について

精神保健事業については、世羅町の例を基本に統一して実施する。

⑤老人保健事業について

老人保健事業について

- ①健康診査関係事業について
- ②健康診査関係事業については、合併年度は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から次のとおりとする。
- ③乳幼児健康診査事業につ

ついては、甲山町及び世羅町の例を基本に統一して実施する。
②機能訓練については、世羅西町の例により実施する。

(3) 健康教育については、世羅町の例により実施する。

③健康教育については、世羅町の例により実施する。

④母子保健事業について母子保健事業については、世羅町の例を基本に統一して実施する。

⑤各種推進員等について

①食生活改善推進員については、世羅町の例を基本に新たに設置する。

②母子保健推進員及び健康づくり推進に関する協議会については、甲山町の例を基本に新たに設置する。

③商工観光関係事業の取扱いについて

①商工会については新町において早期に統合され

るよう、調整に努める。

②中小企業融資制度については、合併年度は3町の制度を承継し、合併翌年

度から世羅町の例を基本に新町において新たに定め

る。

③企業活性化補助金交付事

業については、合併年度は現行のとおり新町に引き継ぐ。ただし、新町においては、企業活性化と雇用促進を図るため、合併翌年度に世羅西町の例を基本に新たに定める。

④中小企業融資制度については、合併年度は3町の制度を承継し、合併翌年

度から世羅町の例を基本に新町において新たに定め

る。

⑤観光関係事業については、現行のとおり引き継ぎ、新町において地域特性を活かした広域的な観光振興を図る。

⑥屋外広告塔設置事業については、合併時に廃止す

る。

■協議第40号 人権対策の取扱いについて

人権対策の取扱いについては、世羅町の例を基本に統一して実施する。

②結核地域巡回検診事業については、甲山町の例を基本に統一する。

③乳幼児健康診査事業につ

については、推進プランを策定し、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）に基づき、新

町において積極的に推進する。

②企業誘致関係事業については、世羅西町の例によ

り、合併時に統一する。

③企業立地奨励審議会は新

町において新たに設置す

る。

④企業活性化補助金交付事

業については、合併年度

は現行のとおり新町に引

き継ぐ。ただし、新町に

おいては、企業活性化と

雇用促進を図るため、合

併翌年度に世羅西町の例

を基本に新たに定める。

⑤観光関係事業については、現行のとおり引き継

ぎ、新町において地域特

性を活かした広域的な観

光振興を図る。

⑥屋外広告塔設置事業につ

いては、合併時に廃止す

る。

②企業誘致関係事業につ

いては、世羅西町の例によ

り、合併時に統一する。

③企業立地奨励審議会は新

町において新たに設置す

る。

④企業活性化補助金交付事

業については、合併年度

は現行のとおり新町に引

き継ぐ。ただし、新町に

おいては、企業活性化と

雇用促進を図るため、合

併翌年度に世羅西町の例

を基本に新たに定める。

⑤観光関係事業については、現行のとおり引き継

ぎ、新町において地域特

性を活かした広域的な観

光振興を図る。

⑥屋外広告塔設置事業につ

いては、合併時に廃止す

る。

②企業誘致関係事業につ

いては、世羅西町の例によ

り、合併時に統一する。

③企業立地奨励審議会は新

町において新たに設置す

る。

④企業活性化補助金交付事

業については、合併年度

は現行のとおり新町に引

き継ぐ。ただし、新町に

おいては、企業活性化と

雇用促進を図るため、合

併翌年度に世羅西町の例

を基本に新たに定める。

⑤観光関係事業については、現行のとおり引き継

ぎ、新町において地域特

性を活かした広域的な観

光振興を図る。

⑥屋外広告塔設置事業につ

いては、合併時に廃止す

る。

②企業誘致関係事業につ

いては、世羅西町の例によ

り、合併時に統一する。

③企業立地奨励審議会は新

町において新たに設置す

る。

④企業活性化補助金交付事

業については、合併年度

は現行のとおり新町に引

き継ぐ。ただし、新町に

おいては、企業活性化と

雇用促進を図るため、合

併翌年度に世羅西町の例

を基本に新たに定める。

⑤観光関係事業については、現行のとおり引き継

ぎ、新町において地域特

性を活かした広域的な観

光振興を図る。

⑥屋外広告塔設置事業につ

いては、合併時に廃止す

る。

②企業誘致関係事業につ

いては、世羅西町の例によ

り、合併時に統一する。

③企業立地奨励審議会は新

町において新たに設置す

る。

④企業活性化補助金交付事

業については、合併年度

は現行のとおり新町に引

き継ぐ。ただし、新町に

おいては、企業活性化と

雇用促進を図るため、合

併翌年度に世羅西町の例

を基本に新たに定める。

⑤観光関係事業については、現行のとおり引き継

ぎ、新町において地域特

性を活かした広域的な観

光振興を図る。

⑥屋外広告塔設置事業につ

いては、合併時に廃止す

る。

②企業誘致関係事業につ

いては、世羅西町の例によ

り、合併時に統一する。

③企業立地奨励審議会は新

町において新たに設置す

る。

④企業活性化補助金交付事

業については、合併年度

は現行のとおり新町に引

き継ぐ。ただし、新町に

おいては、企業活性化と

雇用促進を図るため、合

併翌年度に世羅西町の例

を基本に新たに定める。

⑤観光関係事業については、現行のとおり引き継

ぎ、新町において地域特

性を活かした広域的な観

光振興を図る。

⑥屋外広告塔設置事業につ

いては、合併時に廃止す

る。

②企業誘致関係事業につ

いては、世羅西町の例によ

り、合併時に統一する。

③企業立地奨励審議会は新

町において新たに設置す

る。

④企業活性化補助金交付事

業については、合併年度

は現行のとおり新町に引

き継ぐ。ただし、新町に

おいては、企業活性化と

雇用促進を図るため、合

併翌年度に世羅西町の例

を基本に新たに定める。

⑤観光関係事業については、現行のとおり引き継

ぎ、新町において地域特

性を活かした広域的な観

光振興を図る。

⑥屋外広告塔設置事業につ

いては、合併時に廃止す

る。

②企業誘致関係事業につ

いては、世羅西町の例によ

り、合併時に統一する。

③企業立地奨励審議会は新

町において新たに設置す

る。

④企業活性化補助金交付事

業については、合併年度

は現行のとおり新町に引

き継ぐ。ただし、新町に

おいては、企業活性化と

雇用促進を図るため、合

併翌年度に世羅西町の例

を基本に新たに定める。

⑤観光関係事業については、現行のとおり引き継

ぎ、新町において地域特

性を活かした広域的な観

光振興を図る。

⑥屋外広告塔設置事業につ

いては、合併時に廃止す

る。

②企業誘致関係事業につ

いては、世羅西町の例によ

り、合併時に統一する。

③企業立地奨励審議会は新

町において新たに設置す

る。

④企業活性化補助金交付事

業については、合併年度

は現行のとおり新町に引

き継ぐ。ただし、新町に

おいては、企業活性化と

雇用促進を図るため、合

併翌年度に世羅西町の例

を基本に新たに定める。

⑤観光関係事業については、現行のとおり引き継

ぎ、新町において地域特

性を活かした広域的な観

光振興を図る。

⑥屋外広告塔設置事業につ

いては、合併時に廃止す

る。

②企業誘致関係事業につ

いては、世羅西町の例によ

り、合併時に統一する。

③企業立地奨励審議会は新

町において新たに設置す

る。

④企業活性化補助金交付事

業については、合併年度

は現行のとおり新町に引

き継ぐ。ただし、新町に

おいては、企業活性化と

雇用促進を図るため、合

併翌年度に世羅西町の例

を基本に新たに定める。

⑤観光関係事業については、現行のとおり引き継

ぎ、新町において地域特

性を活かした広域的な観

光振興を図る。

⑥屋外広告塔設置事業につ

いては、合併時に廃止す

る。

経過や住民の要望を考慮し、世羅町、世羅西町の例を基本に、合併翌年度から制度を統一する。

(3) 普通河川の取扱いについては、世羅町の例による。

(4) 都市計画について

① 都市計画区域については、新町に引き継ぐ。

② 都市計画審議会については、新町において新たに設置する。

③ 都市計画マスター・プランについては、新町において新たに策定する。

④ 公営住宅については、新町において新たに策定する。

⑤ 住宅マスター・プランについては、新町において新たに策定する。



■協議第42号 建設関係事業の取扱いについて

建設関係事業の取扱いについては次のとおり確認しました。

- (1) 町道については、現行のとおり新町に引き継ぐ。町道認定基準については、世羅町、世羅西町の例を基本に合併時に統一し、5年以内に町道の見直しを行う。
- (2) 町独自の道路整備事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、事業の新町に引き継ぎ、事業の
- (3) 町単独住宅の入居者資格については、設置の目的

を尊重し、甲山町及び世羅西町の例を基本に新町において新たに定める。

(5) 地籍調査事業については、引き続き新町において実施する。」

提案事項

■協議第24号の2 一部事務組合等の取扱いについて

（その2）については、次のとおり提案しました。

一部事務組合等の取扱いについては、次とのとおり提

案しました。

（1）世羅甲山久井斎場組合及び世羅西町大和町環境整備組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新町において合併の日に新たに加入する。

（2）株式会社セラアグリパークについては、その出資金を新町に引き継ぐ。

（3）財団法人せらにしいこいの広場協会については、その出資金を新町に引き継ぐ。

（1）同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て統一して調整する。

（2）株式会社セラアグリパークについては、その出資金を新町に引き継ぐ。

（3）財団法人せらにしいこいの広場協会については、その出資金を新町に引き継ぐ。

（4）土地開発公社についてもつて甲山町土地開発公社を解散する。新町において世羅町土地開発公社の定款を変更し、新町の土地開発公社とする。」

■協議第45号 各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて

各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮しながら、公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直したうえで、新町において調整する。



■協議第43号 平成14年度世羅郡三町合併協議会決算認定について

平成14年度世羅郡三町合併協議会決算について、歳入歳出決算書の内容説明を行い、認定されました。また、歳入歳出決算書及び証拠書類の内容の監査結果について、いずれも適正に処理されていたことが、監査委員より報告されました。

■協議第44号 第10回世羅郡三町合併協議会の日程について

第10回の協議会は平成15年7月23日（水）午後1時30分からせらにしタウンセンターで開催することを確認しました。



画は新町において新たに定める。

(2) 消防団員の報酬、手当等は合併時に甲山町の例を基本に統一する。

(3) 指令体制、福祉共済制度訓練及び礼式等は現行のとおり新町に引き継ぎ、任期、表彰制度は合併時を統一する。

(4) 消防団員の任用、出動指令体制、福祉共済制度訓練及び礼式等は現行のとおり新町に引き継ぎ、任期、表彰制度は合併時を統一する。

(5) なお、被服については新町において統一する。

(6) 新町においては、合併の前日をもつて廃し、合併時に現行と同様の内容により締結する。

(7) 消防施設については、すべて新町に引き継ぐ。

(8) 三原市との消防事務委託については、合併の前日をもつてすべての契約を解約し、合併時に現行の内容により締結する。

(2) 独自の補助金等については、従来の経緯、実績及び目的等を考慮し、均衡を保つよう調整する。

(3) 整理統合できる補助金等については、統合・廃止するよう調整する。

(1) 次のとおり提案しました。消防の取扱いについては、消防団は合併時に統合する。分団等の組織は合併時に直ちに機能するよう調整する。消防計

■協議第46号

消防の取扱いについて

(1) 次のとおり提案しました。消防の取扱いについては、消防団は合併時に統合する。分団等の組織は合併時に直ちに機能するよう調整する。消防計



新町名称にたくさんのご応募 ありがとうございました

今後、みなさんから寄せられた名称の中から、新町名称候補選定小委員会で5つの候補を選定し、協議会で決定する予定です。

なお、今協議会で新町名称候補選定小委員会より報告された公募結果については、次のとおりです。

●応募総数

項目	応募数
有効数	718
無効数	複数応募等 必須記入なし
合計	14 172
合計	904



●応募方法別応募数集計（総数）

項目	応募数
応募はがき	657
官製はがき	141
ホームページ	106
合計	904

●応募方法別応募数集計（有効）

項目	応募数
応募はがき	538
官製はがき	90
ホームページ	90
合計	718

●応募資格別応募数集計（総数）

項目	応募数
郡内居住者	756
郡内通勤・通学者	5
郡内出身者	72
不明	71
合計	904

●応募資格別応募数集計（有効）

項目	応募数
郡内居住者	659
郡内通勤・通学者	5
郡内出身者	54
合計	718

合併協定項目

協議状況

項目	提案	確認
① 合併の方式	10/16	11/25
② 合併の期日	11/25	12/25
③ 新町の名称	11/25 (一部)	12/25 (一部)
④ 新町の事務所の位置	11/25 (小委員会設置)	12/25 (小委員会設置) 4/16
⑤ 町、字の区域及び名称の取扱い	12/25	1/29
⑥ 財産及び債務の取扱い	12/25	2/26
⑦ 町の慣行の取扱い	12/25	1/29
⑧ 事務機構及び組織		
⑨ 条例、規則の取扱い		
⑩ 議會議員の定数及び任期の取扱い		
⑪ 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い		
⑫ 地方税の取扱い	4/16	5/28
⑬ 一般職員の身分の取扱い		
⑭ 特別職の身分の取扱い		
⑮ 一部事務組合等の取扱い	2/26 (一部)	3/26 (一部)
⑯ 使用料、手数料等の取扱い		
⑰ 公共的団体等の取扱い	5/28	6/25
⑱ 各種団体への補助金、交付金等の取扱い	6/25	
⑲ 国民健康保険事業の取扱い	1/29	2/26
⑳ 介護保険事業の取扱い	4/16	5/28
㉑ 消防の取扱い	6/25	
㉒ 電算システム事業の取扱い	1/29	2/26
㉓ 各種福祉制度の取扱い	3/26	4/16
㉔ 水道(簡易水道)事業の取扱い	2/26	3/26
㉕ 下水道事業の取扱い	2/26	3/26
㉖ 町立学校の通学区域の取扱い	1/29	2/26
㉗ 広報広聴関係事業の取扱い	12/25	1/29
㉘ 納稅関係の取扱い	4/16	5/28
㉙ 防災関係の取扱い	3/26	4/16
㉚ 保健衛生の取扱い	5/28 (一部)	6/25 (一部)
㉛ 公の施設の取扱い	4/16	5/28
㉜ 人権対策の取扱い	5/28	6/25
㉝ 農林水産業関係事業の取扱い		
㉞ 商工観光関係事業の取扱い	5/28	6/25
㉟ 建設関係事業の取扱い	5/28	6/25
㉟ 学校教育関係の取扱い		
㉞ 社会教育関係の取扱い		
㉞ 社会福祉協議会の取扱い	3/26	4/16
㉞ その他の行政サービスに係る各種取扱い		
㉞ 新町建設計画	10/16 (一部)	10/16 (一部)

第10回合併協議会 開催日程について

日時 平成15年7月23日(水)
午後1時30分

場所 せらにしタウンセンター

- 協議会は傍聴できます
(会場の都合により人数が制限される場合があります。)

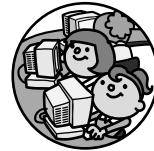
協議会の動き

6月

- 6日 第4回新町の名称候補選定小委員会
10日 第9回幹事会
25日 第9回世羅郡三町合併協議会
26日 第10回総務企画部会
27日 第10回建設部会
27日 第10回福祉生活環境部会
30日 第11回産業部会
30日 第10回教育文化部会

ホームページのご案内

委員の意見や質問など、協議内容の詳細についてはホームページへ会議録を掲載しておりますので、こちらもぜひご覧ください。
(掲載まで1ヶ月程度かかります。)



●ホームページアドレス●

<http://www.serakougen.ne.jp/gappei/index.html>

表紙写真のご紹介

甲山町 香山ラベンダーの丘

標高500m、面積3.4haの中四国一の広大なラベンダー園です。春には、アイスランドポピー、カモミールが一面に咲きます。園内では、ラベンダーやカモミール、ブルーベリーの摘みとりのほか、ポプリ、リース、ハーブの寄せ植えなどの体験も楽しめます。

~風になって 香りの中で

あなたに出会う ハーブの丘～
まさにここは、心のリラックスゾーンです。

平成15年7月12日

■発行：世羅郡三町合併協議会

〒722-1121 世羅郡甲山町大字西上原124-2

■編集：世羅郡三町合併協議会事務局

TEL 0847-25-5141 FAX 0847-22-5921

ホームページアドレス：<http://www.serakougen.ne.jp/gappei/index.html>